令和６年４月に小学校へ入学予定のお子様の保護者様へ

三鷹市教育委員会

就学援助費（新入学準備金）の入学前支給のご案内

 三鷹市では市内に在住し、市立及び国公立の小・中学校（特別支援学校を除く。）に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、ご家庭の事情に応じて、給食費や学用品費などについて援助をする就学援助制度があります。

　その支給費目のひとつである新入学学用品費については、保護者の負担を軽減するため、新入学学用品費（新入学準備金）として、就学前に支給をしております。

就学援助費（新入学準備金）の受給を希望されるかたは、下記の事項をご確認のうえ、三鷹市教育委員会学務課学務係窓口もしくは郵送にて、申請の手続きをお願いいたします。

なお、生活保護を受給している世帯は、一時扶助費より支給されますので、新入学準備金の申請をする必要はありません。

記

**１　受給の対象となるかた**

令和６年２月１日現在、三鷹市内に住民登録されており、下記のいずれかに該当するかた

(1) 令和４年度又は令和５年度に次のいずれかに該当するかた（一時扶助費を受けている生活保護世帯は除く）

 ■ 生活保護の停止又は廃止の決定を受けている。

 ■ 市区町村民税の非課税又は減免の決定を受けている。

 ■ 国民年金保険料の免除の決定を受けている。

 ■ 国民健康保険税（料）の減免又は徴収猶予の決定を受けている。

 ■ 児童扶養手当を受給している。（児童手当・特別児童扶養手当ではありません。）

 ■ 生活福祉資金の貸付けを受けている。

 ■ 日雇労働被保険者手帳を所持している。

(2) 経済的にお困りの世帯で、世帯全員の所得金額が基準額以下のかた

基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なりますので、次の表はあくまで目安としください。

所得基準例（家賃控除月額42,000円で計算した場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 家　族　構　成 | 令和４年分所得金額 |
| ３人 | 母（３５歳）　子供（９歳・５歳） | おおよそ　2,776,000円以下 |
| ４人 | 父（４０歳）　母（３５歳）　子供（９歳・５歳） | おおよそ　3,130,000円以下 |
| ５人 | 父（４０歳）　母（３５歳）　子供（９歳・５歳）　祖母（70歳） | おおよそ　3,412,000円以下 |

所得金額とは、給与所得者の場合は、給与支払金額ではなく給与所得控除後の金額です。

 その他の所得の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた後の金額です。

**２　提出書類及び添付書類（貼付書類）について**

(1) 就学援助費（新入学準備金）認定申請書　（３ページ　記入例　参照）

・ **申請理由により必要な添付書類（貼付もしくは添付）必要な方のみ**

・申請書表面の「援助を希望する理由」の「必要添付書類」で確認のうえ、申請書裏面　④添付書類の貼付欄　に貼付してください。

(2) **申請者（保護者）のマイナンバー番号確認書類（貼付書類）**

　通知カード（原則、記載事項に変更がないもの）、マイナンバーカードの裏面、個人番号の明記してある住民票　のいずれかをコピーし、裏面　添付欄①に貼付してください。

(3) **申請者（保護者）の本人確認書類（貼付書類）**

　申請者（保護者）の本人確認書類については、以下に示す書類のいずれか１つ又は２つをコピーし、氏名と住所、又は氏名と生年月日がわかるように、裏面　貼付欄②・③へ貼付してください。

　＜　Ａ　1つのみ必要な書類　＞　貼付欄②　に貼付

　○マイナンバーカード表面　○運転免許証　○パスポート（顔写真の映ったページ）

　○身体障害者手帳　　○精神障害者保健福祉手帳

　○療育手帳　○在留カード　○特別永住者証明書　○住民基本台帳カード（顔写真あり）

　○官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ顔写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの。

　＜　Ｂ　２つ必要な書類　＞　貼付欄②・③に貼付

　　○健康保険の被保険者証　○介護保険の被保険者証　○共済組合証　○児童扶養手当証書

　　○印鑑登録証明書　○住民基本台帳カード（顔写真なし）○学生証、社員証

　　○国民年金手帳、年金証書

　○官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの。

**＜家賃の証明書について＞**（持ち家のかたは不要）

 　 『世帯の年間所得金額が基準以下で援助を希望している世帯』を理由に申請されるかたで、賃貸住宅に係る家賃を支払っているかたは、**家賃の証明書を必ず添付**してください。

※　家賃の証明書として、**最新の賃貸借契約書の写し**を、都営住宅の場合は、東京都住宅局が発行した 【令和５年度収入認定通知書兼使用料通知書】の写しを添付してください。**それ以外の証明書、名義違いの証明書、証明書代わりの領収書は、家賃の証明書としては原則認めません。**また**家賃証明書の添付がない場合、年間所得額から家賃分の控除ができません。**ご注意ください。

 ● 家賃の証明書を提出して認められれば、3～5人の世帯では最高で年間837,600円、6人世帯では900,000円、7人以上では1,005,600円が年間所得額から控除して、就学援助認定の所得審査をします。



**３　申請方法及び締切日**

(1) 申請方法・・・三鷹市教育委員会事務局学務課学務係窓口もしくは郵送（下記参照）

　　　　　　　　　受付時間：平日の午前８時30分から午後５時まで（正午から午後１時を除く）

(2) 締切日・・・・令和６年１月31日（厳守・消印有効）まで

**４　支給額及び支給日**

(1) 支給額・・・５４，０６０円（予定）

(2) 支給予定日・・・令和６年３月１日

**５ 全体の流れ**



**注意事項**

①　令和６年２月１日以降に転出をされた場合、支給した新入学準備金の返金は求めませんが、転出先の自治体に本市で新入学準備金の支給を行った旨を通知します。

②　今回の新入学準備金を受給した場合でも、令和６年４月以降に学校給食費など他の費目の「令和６年度就学援助」を希望するかたは、別途、申請が必要になります。ただし「令和６年度就学援助」の「新入学学用品費」（新入学準備金と同額）の支給はありません。

③　今回の新入学準備金の申請をされていなくても、令和６年４月に「令和６年度就学援助」を申請し、認定を受けた場合、７月以降に給食費等と併せて「新入学学用品費」（新入学準備金と同額）を受給することができます。

④　転入等により、三鷹市以外の区市町村で、「新入学準備金」に相当する就学援助費の受給をしている場合は当市での支給の対象とはなりません。

⑤　お問い合わせ及び郵送先（窓口）

　　〒181-8505　三鷹市下連雀九丁目11番７号

　　　　　　　　三鷹市教育委員会事務局学務課学務係

　　　　　　　　電話　0422－29-9814